

明治国際医療大学動物実験委員会規程

〔制定〕平成22年4月1日

〔改正〕平成23年4月1日

平成25年4月1日

平成26年4月1日

平成27年2月1日

(目 的)

第1条 この規程は、明治国際医療大学動物実験規程第5条第1項の規定により設置される動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任 務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画の動物実験関係法令及び本学動物実験規程適合性の審査に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 実験動物の飼養保管施設、実験室の設置・廃止及び維持管理等に関すること。
- (4) 動物実験、実験動物の適正な取扱い及び関係法令等に関する教育訓練の内容並びに体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他動物実験等の適正な実施に必要な事項。

(組 織)

第3条 委員会は、動物実験施設の管理者、教学部長、附属東洋医学研究所長、附属メディカルMRセンター長を含む次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干人
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干人
- (3) その他学識経験を有する者 若干人

(任期および任命)

第4条 委員の任期、任命等については次のとおりとする。

- (1) 委員の任期は、2年とする。
- (2) 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 前項の委員は、再任されることができる。
- (4) 委員は、学長が任命する。
- (5) 委員会に委員長をおく。
- (6) 委員長は学長が任命する。

- (7) 委員長は、委員会を主宰する。
- (8) 委員会に副委員長を置き、委員の互選により定める。
- (9) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議 事)

第5条 委員会（電子メール会議、持ち回り開催を含む。）の議事については次の通りとする。

- (1) 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- (2) 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (3) 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることができない。
- (4) 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(専門委員会等)

第7条 委員会に、特定の事項を調査・検討させるため、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

(事 務)

第8条 委員会に関する事務は、大学事務局研究支援課において処理する。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年2月1日から施行する。